

平成30年 第1回(2月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

平成30年 第1回(2月)

篠 栗 町 議 会 臨 時 会

会 期 及 び 議 事 日 程

平成30年第1回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 2月6日(火曜日)

会 期 1日間

閉 会 2月6日(火曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
2	6	火	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

平成30年第1回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

平成30年2月6日(火) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第6, 議案第2号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 第7, 議案第3号 工事請負契約の締結について
〔篠栗北地区産業団地造成工事〕
- 第8, 議案第4号 平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第9, 議案第5号 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
について
- 第10, 議案第6号 平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3
号)について
- 第11, 議案第7号 平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第
3号)について
- 第12, 議案第8号 平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
1	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
2	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	総務建設 常任委員会
3	工事請負契約の締結について 〔篠栗北地区産業団地造成工事〕	総務建設 常任委員会
4	平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
5	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) について	予算 特別委員会
6	平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)について	予算 特別委員会
7	平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第3号)について	予算 特別委員会
8	平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

平成30年 第1回 臨時会 会議録

招集日時 平成30年2月6日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治		
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	郎	6番	今	長	谷	武	和
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治		
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範		

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから「平成30年第1回篠栗町議会臨時会」を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、議長において、2番 田辺弘之 議員、3番 栗須 信治 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月6日の1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第1号から議案第8号までの計8議案でございます。

それでは、議案第1号から議案第8号を一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成30年第1回の臨時会を招集いたしましたところ、この冬一番の冷え込みが続く中、また公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案しております議案第1号から議案第8号までの8議案についての説明をいたします。

議案第1号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」であります。

本議案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月18日に公布され、平成30年1月1日から施行されること等に伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、燃費性能に応じて3段階に軽自動車税率を軽減する、いわゆるグリーン化特例について、平成31年度までの適用期限とするものであります。

議案第2号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、平成29年8月8日の人事院の給与改定に関する報告に伴い、国に準じた措置を講じるため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、一般職の給料表について、民間給与との較差を埋めるため、給料月額を平均0.2%引き上げるものであります。

また、民間の支給状況を踏まえ、一般職の勤勉手当について、0.1月分を引き上げるとともに、特別職及び議員の期末手当について、それぞれ0.05月分引き上げるものであります。

議案第3号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地造成工事を若築建設株式会社 福岡支店 支店長 馬渡 俊裕と、契約金額20億5,831万5,300円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号から議案第8号までの5議案は、人事院の給与改定に関する勧告に伴い、人件費を増額補正するものであります。

議案第4号は、「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」であります。

本議案は、人事院勧告により国に準じた措置を講じるため予算を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ874万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億3,478万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、普通交付税を874万6,000円追加するものであります。

歳出につきましては、人件費といたしまして874万6,000円を追加するものであります。

議案第5号は、「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億6,675万7,000円とするものであります。

議案第6号は、「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ4億1,717万3,000円とするものであります。

議案第7号は、「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。第3条予算の支出に27万8,000円を追加し、第3条予算の支出総額を8億2,306万円とするものであります。

議案第8号は、「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。第3条予算の支出に34万8,000円を追加し、第3条予算の支出総額を5億350万2,000円とするものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第1号から議案第8号までの議案を一括議題といたします。

お諮りします。

本日、上程されました議案の委員会付託については、議案付託表のとおり、議案第1号から議案第3号までにつきましては、所管の総務建設常任委員会に付託し、議案第4号から議案第8号までの補正予算につきましては、議長除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷 武和 議員、副委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員です。

それでは、この条例審査を先に行いますので、総務建設常任委員会の方は、直ちに委員会室にお集まりください。

終了後、引き続き予算特別委員会を全協室にて行いますので、ほかの皆様は全協室で待機をお願いいたします。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前10時08分

再開 午前12時08分

○議長（阿部 寛治） 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第5、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」

〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分がなされたので、同条第3項の規定により議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、地方税法施行規則の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するもので、施行期日は平成30年1月1日であります。

また、軽自動車税について、燃費性能により段階的に税負担を軽減する制度、いわゆるグリーン化特例を平成31年度まで適用期限を延長することに対応し、条例の整備を行うもので、施行期日は平成31年10月1日であります。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第2号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、平成29年8月8日の人事院勧告に伴い、国に準じた措置を講じるため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、

1、一般職給料表について、民間給与との較差を埋めるため、給料月額を平均約0.2%引き上げるもの。

2、一般職勤勉手当について、民間の支給状況等を踏まえ、0.10月引き上げるもの。

3、特別職期末手当について、0.05月引き上げるもの。

4、議員期末手当について、0.05月引き上げるもの。

以上4点については、平成29年4月1日に遡って適用されます。

その他、現給保障及び特定職員減額措置が平成30年3月31日をもって廃止されます。

また、平成27年4月1日に1号抑制された昇給を、平成30年4月1日において37歳に満たない職員に限り、号俸を同日1号俸上位に調整します。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 3 号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地造成工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
はい、村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 3 号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地造成工事〕

本議案は、篠栗北地区産業団地造成工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額 20 億 5,831 万 5,300 円で、福岡市博多区博多駅東 1 丁目 13 番 9 号 若築建設株式会社 福岡支店 支店長 馬渡 俊裕 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う造成工事で、契約期間は平成 31 年 9 月 30 日までであります。

委員会の中で事業の詳細な説明を求める意見が出され、また、全議員への進捗状況等を報告した後に、採決をした方がよいとの動議が出され、全議員で説明を先に受けております。

当委員会において、再度審議の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） 委員長、地方自治法第 96 条を 69 条と言われましたので、そのとおりしかえときますね。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 4 号「平成 29 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第 4 号「平成 29 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ 874 万 6,000 円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99 億 3,478 万 9,000 円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づきます人件費 874 万 6,000 円を追加するものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税 874 万 6,000 円を増額補正するものです。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 5 号「平成 29 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第 5 号「平成 29 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）につ

いて」

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,675万7,000円とするものです。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費補正23万4,000円を追加するもので、歳入では、職員給与費等繰入金を同額計上するものです。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第6号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,717万3,000円とするものです。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費補正17万9,000円を追加するもので、歳入では、事務費繰入金を同額計上するものです。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

す。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第7号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、人件費の補正に伴い、収益的支出27万8,000円を増額し、収益的支出の予定額を8億2,306万円とするもので、収益的支出額に対し2,330万9,000円の黒字予算とするものです。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第8号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、人件費の補正に伴い、収益的支出34万8,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億350万2,000円とするものです。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補填するものです。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

閉会 午後0時30分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

田辺 弘之

篠栗町議会議員

栗須 信治
